

## 【1998年6月30日】年金積立金の運用について

### 年金審議会

#### 年金積立金還元融資事業について

昭和18年労働者年金保険特別会計の積立金運用として還元融資制度創設

- ・ 「労働者年金保険特別会計ノ余裕金及積立金ノ取扱ニ関スル大蔵大臣ト厚生大臣トノ協定」(昭和17年9月25日厚生大臣照会 昭和17年10月18日大蔵大臣回答)より

積立金の運用は、「公共団体等ニ於テ施行スル労働者及其ノ家族等ノ福祉施設ニ対スル融通」又は国債等に対する運用によるものとされた。

戦後～昭和26年までは還元融資は中断されたが、昭和27年から再開

- ・ 社会保障制度審議会勧告(昭和26年10月20日) 抄

「厚生年金保険の積立金はすでに約300億円に達しており、なお逐次増大しつつある。この積立金はいうまでもなく労資の醸出にかかるものであるが、その資金が大蔵省預金部に預入されその運用についてはこれを醸出したものの意志が完全に無視されている。この点を是正しこれを被保険者の福祉のため優先的に還元利用せしめる必要がある。また、社会保険に関連する諸施設の拡充その他のためにこれを有効に利用せしめ得るが如き途を拓くべきである。」

昭和34年の国民年金制度の創立に伴い、制度の円滑な実施のために被保険者の理解を得る観点から積立金運用の見直しが求められた。

- ・ 社会保障制度審議会答申(昭和34年1月22日) 抄

「本制度は拠出制年金には不慣れな国民を対象とするものであるから、本制度の趣旨徹底について十分な努力を払うべきことはもちろんであるが、そのほかインフレ並びに国民経済の発展に対処する方針を明らかにするとともに、積立金の運用についても被保険者の要望にこたえて社会福祉等その利益に還元される制度を確立することが特に肝要であろう。」

- ・ 資金運用審議会建議(昭和35年9月6日)より

国民年金積立金の運用について、「国民一般の福祉の向上に資せしめることが当然期待されて」おり、特に「拠出者の拠出意欲の向上を図り、国民年金制度の発展に役立たせる意味」から、預託金の一部を「厚生省において何らかの拠出者に明確に理解できるような形で老齢年金、障害年金、母子年金等の国民年金制度の趣旨に沿うような施設等の整備に充てることが望ましいと考えられる。」

厚生年金積立金に関しても、「毎年度増加預託金の 15%程度をもっていわゆる還元融資が行なわれ、直接被保険者のための住宅、病院、保健厚生施設等の整備に充てられているのであるが、このような被保険者に対する直接還元の要望がきわめて強く、従来の枠では不十分であると考えられる。」としてその拡大を建議。

- ・ 国民年金審議会答申(昭和 35 年 12 月 22 日)より

国民年金積立金は「できる限り多額の運用収益をあげなければならない。それと同時に、その資金を被保険者等の生活の安定に寄与するような対象に運用する必要がある。」として、年金積立金の運用を、「社会福祉の向上、生活環境の改善その他保険料の拠出者等の生活の安定に直接寄与するような対象に運用」する「福祉運用」と、「可及的長期の約定期間および可及的有利な利率をもって」運用する「有利運用」の 2 種類に分け、福祉運用のうち、従来の資金運用部の運用方式によって運用しがたいものについては、これを行う特別の公法人を設置することを答申。

前回改正時の意見(参考)

- ・ 年金審議会意見書(平成 5 年 10 月 12 日) 抄

「年金資金の被保険者還元融資については、被保険者や年金受給者のニーズに対応した融資制度とするため、要介護者向けの住宅新築・改造や介護機器、教育資金等に対する融資の創設を図るべきである。」

### 積立金の活用を巡る議論

1. 住宅融資等の被保険者の福祉向上に直接寄与する分野のために年金積立金を運用することについてどう考えるか

第 12 回 年金審議会(12 月 5 日)

第 13 回 年金審議会(1 月 9 日)

第 15 回 年金審議会(3 月 6 日)

において議論

必要とする意見

- ・ 年金制度は、強制的な保険料拠出の一方で、受給まで長期間を要することから、現役の被保険者の理解が不可欠。こうした観点からは、現役被保険者の福祉向上、生活支援に直接寄与するような積立金運用という視点が必要。
- ・ 住宅融資等は現実に被保険者のニーズが存在。
- ・ 廃止した場合、共済各制度との間に官民格差を生じる。

#### 不要とする意見

- ・ 政策的に金利設定がなされたり、景気対策のために事業が肥大化する可能性などがあり、積立金の効率的な運用に反する。
- ・ 低金利による融資事業は、融資を受ける一部の被保険者のみを利する。
- ・ 民業圧迫の恐れがある。
- ・ 共済各制度においても見直しを図るべき。

## 2. 少子・高齢社会に対応した社会保障基盤整備のために年金積立金を運用することについてどう考えるか

第 12 回年金審議会(12 月 5 日) 第 13 回年金審議会(1 月 9 日)  
第 15 回年金審議会(2 月 13 日) 第 16 回年金審議会(3 月 6 日)  
において議論

#### 必要とする意見

- ・ 介護支援・子育て支援等の社会保障基盤の整備・充実は、  
高齢期の介護費用や社会的入院等に伴う支出を減らすことにつながり、年金の実質価値を高めること  
高齢期の病気・障害等に対する不安を解消し、現役時代から余儀なくされている貯蓄を消費に回すことができるため、保険料負担感が軽減されること  
仕事と介護・育児の両立を図ることができることは、現役世代の生活の質を高めること  
から積立金の運用にふさわしい。
- ・ 積立金を社会政策として将来世代のために活用することは、公的年金の意義について世代間の合意形成を図る上で有効。

#### 不要とする意見

- ・ 政策的に金利設定がなされたり、景気対策のために事業が肥大化する可能性などがあり、積立金の効率的な運用に反する。
- ・ 「郵便貯金等の公的資金が自主運用される場合に、仮に特殊法人等へ市場を通さない形での資金供給を行うこととなれば、それは第二、第三の財政投融資を新たに作り出すことにほかならないものであり、財政投融資改革の趣旨に反することから、そういったことが行われることがあってはならない。」(資金運用審議会懇談会とりまとめ平成 9 年 11 月 27 日)
- ・ 年金制度は金銭給付制度に純化すべきであり、社会資本整備等の社会政策は税で実行すべきもの。

## 年金積立金の自主運用に至る経緯

- 昭和 17 年 労働者年金保険制度創設(昭和 19 年に厚生年金保険に改称)
- 昭和 18 年 年金特別会計の積立金について大蔵省預金部への預託開始  
社会保険審議会等において、年金積立金を他の国家資金と分離して独自の管理運用をなすべきとの意見
- 昭和 34 年 国民年金制度創設
- 昭和 36 年 使途別分類表の作成開始  
国民年金制度創設に際し、国民年金審議会等において積立金の使途と管理方法について議論がなされた結果、資金運用部において資金区分別の使途別分類を設けて、年金資金の使途を明確にすることとされた。
- 昭和 36 年 年金福祉事業団設立
- 昭和 61 年 資金確保事業(市場運用事業)創設  
預託金利の引下げが契機となり、年金福祉事業団の行う還元融資事業の安定的実施を目的として創設
- 昭和 62 年 年金財源強化事業(市場運用事業)創設  
預託金利の最低利率撤廃が年金財政に与える影響を考慮し、年金財政基盤の強化を目的として創設
- 平成 9 年 特殊法人の整理合理化について閣議決定(6 月)  
年金福祉事業団については、年金資金の運用の新たな在り方につき結論を得て、廃止
- 年金自主運用検討会報告書(9 月)  
年金積立金の自主運用への移行を提言
- 資金運用審議会懇談会とりまとめ(11 月)  
財投改革・自主運用のあり方について提言
- 平成 10 年 中央省庁等改革基本法(6 月)  
財務省の編成方針において年金積立金の預託廃止を規程

## 年金自主運用検討会報告書の要点

### 年金積立金の資金運用部への預託義務の廃止

#### 年金積立金運用の新たな仕組み 自主運用の確立と責任体制の明確化

- ・ 年金積立金運用の基本方針の策定
- ・ 保険料拠出者の代表等からなる運用委員会の設置
- ・ 民間運用機関による市場運用の実施
- ・ 運用管理機関による民間運用機関の管理
- ・ 保険者等の忠実義務及び注意義務
- ・ 情報開示の徹底

平成 11 年の次期財政再計算に合わせて、制度改正を実施

## 資金運用審議会懇談会とりまとめの要点

### 財政投融资の問題点

資金調達面では、資金の受動性から来る財政投融资の規模の肥大化等の問題点、金利設定面の問題点

資金運用面では、財政規律面の問題点、長期・固定金利に伴う問題点

- ・ こうした問題点の解決のためには、制度・運営の全般にわたる財政投融资の抜本的改革が必要

### 財政投融资の資金調達のあり方

- ・ 年金積立金については、資金運用部への預託義務を廃止
- ・ 財投債、政府保証債、財投機関債を併用

### 自主運用のあり方

- ・ 年金積立金は公的資金であり、運用責任の明確化に加え、安全確実な運用を基本とすべき。運用リスクをとることについては、慎重でなければならない。
- ・ 民間金融市場に与える影響にも十分配慮を行い、市場原理に則した運用を行うことが不可欠

## 年金積立金の運用の基本方針に関する研究会報告(要旨)

### 1.基本的考え方

- (1) 保険料拠出者の利益のために運用し、将来の保険料負担増加を抑制
- (2) 安全確実に最優先しつつ、効率的に運用。特に次の点に留意
  - ア 運用収益の下方変動による保険料率引上げの可能性を抑制
  - イ 物価上昇等に対応した実質的な運用収益の確保
  - ウ 年金給付のための現金(キャッシュ・フロー)の確保
  - エ 市場への影響に対する配慮
- (3) 保険料拠出者の意見の反映、受託者責任(忠実義務、注意義務)の徹底、情報開示の徹底

### 2.政策的資産構成割合の策定

- (1)策定に当たり、上記ア～エを制約条件として考慮
- (2)分散投資を基本とする。その上で国内債券を中心に位置付け
- (3)年金の資産と負債の総合分析(ALM分析)により資産構成を策定  
(政策的資産構成割合の具体例は、別紙)
- (4)財政再計算期ごとに見直し

### 3.運用に当たっての留意事項

- (1)リスク管理のための最大限の努力
- (2)個別銘柄株の選択や議決権の行使は、直接国は行わない。
- (3)金融派生商品(デリバティブズ)は、投機的とならないよう制約